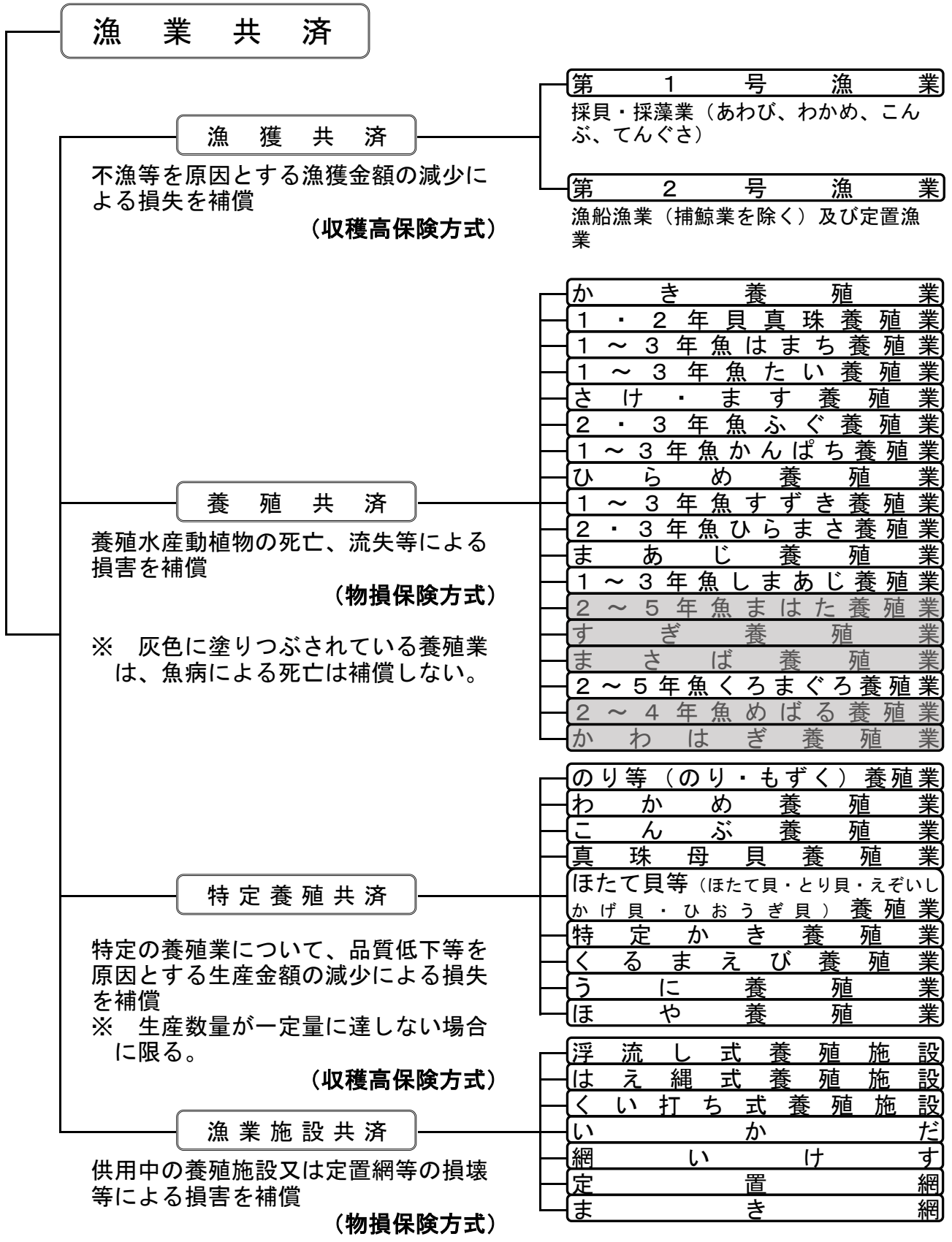


漁業共済の体系



漁業共済

漁獲共済

不漁等を原因とする漁獲金額の減少による損失を補償
(収穫高保険方式)

第1号漁業

採貝・採藻業(あわび、わかめ、こんぶ、てんぐさ)

第2号漁業

漁船漁業(捕鯨業を除く)及び定置漁業

養殖共済

養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補償
(物損保険方式)

※ 灰色に塗りつぶされている養殖業は、魚病による死亡は補償しない。

かき養殖業

1・2年貝真珠養殖業

1~3年魚はまち養殖業

1~3年魚たい養殖業

さけ・ます養殖業

2・3年魚ふぐ養殖業

1~3年魚かんぱち養殖業

ひらめ養殖業

1~3年魚すずき養殖業

2・3年魚ひらまさ養殖業

まあじ養殖業

1~3年魚しまあじ養殖業

2~5年魚まはた養殖業

すぎ養殖業

まさば養殖業

2~5年魚くろまぐろ養殖業

2~4年魚めばる養殖業

かわはぎ養殖業

特定養殖共済

特定の養殖業について、品質低下等を原因とする生産金額の減少による損失を補償
※ 生産数量が一定量に達しない場合に限る。
(収穫高保険方式)

のり等(のり・もずく)養殖業

わかめ養殖業

こんぶ養殖業

真珠母貝養殖業

ほたて貝等(ほたて貝・とり貝・えぞいしかげ貝・ひおうぎ貝)養殖業

特定かき養殖業

くるまえび養殖業

うに養殖業

ほや養殖業

漁業施設共済

供用中の養殖施設又は定置網等の損壊等による損害を補償
(物損保険方式)

浮流し式養殖施設

はえ縄式養殖施設

くい打ち式養殖施設

いかだ

いけす

網

定置網

まき網